

小型車両活用デマンド交通 「かつライド」の実証運行について

1. かつライドの実証運行における運行実施計画の概要

1

事業呼称 かつライド

期 間 令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

乗降場所 対象区域内の自宅と対象施設間の移動

対象区域 西亀有1～3丁目、堀切8丁目

対象施設 27箇所（鉄道駅、医療施設、商業施設、公共施設、バス停）

利用対象者 だれでも（登録不要）

利用者負担額 500円/1回

運行日
配車受付時間 月～土曜日（日・祝日を除く）の9時から17時まで

運行車両 通常営業中のタクシー車両

運行事業者 **東京無線・東都タクシー 合計：約6,500台**

利用方法 アプリまたは電話で配車（迎車）を依頼し、タクシー乗車時に利用者が「利用申込書」をドライバーに提出する。目的地到着後、500円の利用者負担額を支払う。

■評価の考え方

- ・実証運行期間中は、評価指標をもとに分析や検証を行い、評価を行う。
- ・評価は、実証運行期間中の中間評価2回、最終評価1回の計3回を予定している。

	評価指標	分析・検証方法
指標1	1日の平均利用件数が20件以上あること。	利用申込書を集計
指標2	周辺の路線バスに与える影響が小さいこと。	対象区域周辺バス停の乗客数を実証運行前後で比較
指標3	利用者の移動利便性が向上していること。	利用申込書に付属の利用者アンケートを集計
指標4	利用者の総合的な満足度が高いと判断されること。	利用申込書に付属の利用者アンケートを集計
指標5	1つ以上のタクシーグループの協力があること。	ヒアリングによる継続意向の確認

■事業継続の考え方

- ・中間評価では、各指標の達成状況に応じて改善策を実施（運行実施計画の見直し）し、実証運行を継続する。
- ・最終評価では、各評価指標の達成を目標とし、達成度合や傾向を勘案した上で、本格運行への移行について判断を行う。

3. 第2回地域公共交通活性化協議会での意見とその対応

3

No.	協議会での意見	対応方針
1	指標3, 4は具体的数値を設けるのが難しいと思うが、目安として設定した方が良く考える。(P2 参考)	★下記のような、かつライドの評価指標に関わる統計データ及び目安(例)を参考とした検証結果をご提示いたしますので、今後の協議会の場において、ご意見をお聞かせ下さい。 －以下、データの提示及び目安(例)－ 【指標3】 ▶データ提示：利用申込書付随のアンケート 質問⑤「かつライドの実証運行が始まり外出がしやすくなりましたか？」について、「しやすくなった」及び「変わらない」の回答を毎月集計 ▶目安(例) 「しやすくなった」の回答数・「変わらない」の回答数 など 補足調査 ▶データ提示：住民アンケート 令和6年6月に実施した住民アンケートの調査対象者と同一世帯で、令和7年12月、令和8年9月(予定)に住民アンケート調査を実施。 ▶目安(例) 実証運行前後における移動のしやすさ、外出頻度等の数値割合の変化 など 【指標4】 ▶データ提示：利用申込書付随のアンケート ・質問⑥「かつライドの利用方法、乗降スポット、運賃、利用時間帯など総合的な満足度をお聞かせください」の回答を集計。 ・集計した満足度の合計点数の加重平均を毎月算出。 ▶目安(例) ・全体利用者のうち、利用満足度の3以上を選択した割合 ・加重平均によって算出された点数の月毎の推移 など

3. 第2回地域公共交通活性化協議会での意見とその対応

4

No.	協議会での意見	対応方針
2	誰でも利用可能となっているため、エリア外のスポット間は対象外というルールを明確に示すこと。	かつライドリーフレット（資料6-2）の対象施設マップにて、その旨を明記した。
3	エリア外からエリア内、エリア内同士のスポット間の移動については、目的地の住所がわからないという人やエリア内に住んでいないが利用したいという人がいることを踏まえ、簡易的な方法を検討したほうが良い	・西亀有エリアに居住する人が日常生活に必要な移動不便を解消することが目的の事業であり、周知も西亀有エリアをターゲットとして実施する。 ・今回はそのターゲットに対する利用方法の単純化に考慮し、「自宅と対象施設の間の移動」のみを明記する。
4	利用申込書の使用が前提の事業であるため、利用申込書がない場合のトラブルを回避できるようにしっかりと、わかりやすく周知してほしい。	・利用方法に関する説明会、区広報、SNS発信等を実施し、乗車時には利用申込書が必要である旨を強調して説明する。 ・各施設（バス停を除く）において、利用申込書の配架交渉を実施し、すべての施設より利用申込書の入手が可能。詳しい入手位置は葛飾区ホームページより掲載。